

(一社)島根県産業廃棄物協会 会長 様

島 根 県 総 務 部 長
(管 財 課)



庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱
の一部改正について（通知）

平素、本県の県政推進及び庁舎の適切な維持管理にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、平成 31～33 年入札参加資格者名簿を作成するにあたって、島根県と県内 7 市町（以下、「参加自治体」という。）では、今回の定期審査から「資格申請システム（島根県及び各市町で共同開発・運営しているシステム）」を利用したインターネットからの電子申請を受け付けることとなりました。

入札参加資格申請の電子申請化等に伴って標記要綱の一部を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、貴協会の会員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 主な改正内容

(1) 資格申請システムの導入に伴う事項

- 第 3 条 申請手続き、添付書類の整理
- 第 4 条 随時審査の定義の整理（第 9 条新設と関連）
- 第 6 条 入札参加資格審査の結果通知方法の整理
- 第 8 条 記載事項変更届、添付書類の整理
- 第 9 条 登録業務の変更申請の新設（第 4 条の 2 と関連）
- 第 10 条 登録業務の変更申請に係る結果通知の新設
- 第 13 条 取消申請の新設
- 第 15 条 取消しの通知方法の整理

(2) 審査基準日

（改正前）入札参加資格申請を実施する年の 4 月 1 日

（改正後）入札参加資格申請を実施する年度の 4 月 1 日

2. 参加自治体

島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、奥出雲町

3. 施行日

平成 30 年 7 月 6 日

〔問い合わせ先〕

管財課 財産活用推進室

担当：尾添(0852-22-6197)

物品・役務 競争入札参加資格審査申請の概要 (平成31～33年定期審査)

平成30年7月

平成31～33年入札参加資格者名簿を作成するにあたって、島根県と県内7市町（以下「参加自治体」という。）では、今回から「資格申請システム（島根県及び各市町で共同開発・運営しているシステム）」を利用したインターネットからの電子申請を受け付けることとなりました。

システム化に伴い、複数自治体への申請を一括して行うことができます。

○参加自治体

島根県、松江市、安来市、奥出雲町、出雲市、大田市、浜田市、益田市

1 対象者

平成31～33年に参加自治体が発注する物品・役務の競争入札に参加を希望される方

※平成28～30年入札参加資格者名簿に登録されている方も含む

2 申請期間

平成30年9月3日（月）から9月28日（金）まで

※システム稼働時間は、上記期間内の自治体開庁日8時から23時です。（土日・祝日は除く。）

※上記期間内にシステムによる本登録（申請完了）と書類提出を完了する必要があります。

3 名簿に登録される期間

平成31年1月1日から平成33年12月31日まで

4 申請の流れ

① 予備登録（申請者が行う作業）

申請用IDを取得します。

② 本登録（申請者が行う作業）

詳細な申請情報を登録します。

③ 添付書類の提出（申請者が行う作業）

申請内容に応じた証明書類等を提出します。

書類には、共通添付書類（参加自治体が共通で求める書類で、共通審査自治体に1部送付）と個別添付書類（参加自治体ごとに個別に提出を求める書類）があります。

④ 本登録内容の確認（参加自治体が行う作業）

本登録内容の確認が終了し、受理した場合はシステムで申請したメールアドレスあてに「受理完了メール」を送信します。

本登録内容に修正が必要な場合や提出書類に不備等がある場合は「修正指示通知メール」を送信します。

⑤ 本登録内容の修正（申請者が行う作業）

「修正指示通知メール」が届いた申請者は、登録内容の修正や追加書類の提出を行います。

⑥ 入札参加資格申請の認定（参加自治体が行う作業）

受理された登録内容をもとに各参加自治体が入札参加資格の認定作業を行います。

認定された場合は、申請した自治体からシステムで申請したメールアドレスあてに「認定完了メール」を送信します。

複数の自治体に申請した場合は、各自治体から「認定完了メール」を送信します。

※申請の際は、「操作マニュアル」及び「申請の手引き」をよく読んで申請してください。 裏面あり

5 入札参加資格審査の電子申請化に伴うスケジュール

項 目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H31.1月	H31.2月
① 業者向けシステム操作説明会	→							
② 定期審査の受付期間			→					
③ 資格審査期間				→				
④ 新名簿登載期間							→	
⑤ 随時審査等の受付期間							→	

① 業者向けシステム操作説明会

- ・ 県内の各地区（隠岐、松江、出雲、雲南、大田、浜田、益田）での開催を予定。
- ・ 別途、現在入札参加資格を有する者あてに個別周知予定。

② 定期審査の受付期間

- ・ 平成30年9月3日から9月28日までに、システムでの申請入力及び各申請先自治体への添付書類の提出を完了する必要があります。

③ 資格審査期間

- ・ 入力事項または添付書類に不備があった場合等は、メールにより修正指示を行います。

④ 新名簿登載期間

- ・ 平成31年1月1日から平成33年12月31日まで有効。

⑤ 随時審査等の受付期間

- ・ 平成31年1月4日から、随時審査（新規申請）・変更申請・削除申請を行うことができます。

6 問い合わせ先（島根県へ申請する場合）

〔物品について〕

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県 総務部 総務事務センター 物品調達グループ

電話：0852-22-5336

〔役務について〕

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県 総務部 管財課 財産活用推進室 財産活用推進スタッフ

電話：0852-22-6197

※今回、システムでの申請受付を導入する参加自治体（松江市、安来市、奥出雲町、出雲市、大田市、浜田市、益田市）にも一括で申請可能です。

ただし、複数自治体に申請する場合にあっては、個別添付書類（紙）をそれぞれの自治体に提出する必要があります。

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱新旧対照表

改正後	改正前
庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱 〔 昭和62年2月17日 島根県告示第211号 〕 第1条・第2条 〔略〕 (申請手続) 第3条 <u>入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定を受けようとする者の商号又は名称、代表者の氏名、認定を希望する業務その他入札参加資格審査に必要な事項を資格申請システム（島根県電子調達共同利用システムから当該システムを利用する地方公共団体に、入札参加資格の認定を申請することができるシステムをいう。以下同じ。）から入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出することにより申請することができる。</u>	第1条・第2条 〔略〕 (申請手続) 第3条 <u>前条の規定により入札参加資格審査を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付した入札参加資格審査申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。</u> (1) <u>法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し</u> (2) <u>個人にあつては、身分証明書又はその写し</u> (3) <u>営業経歴書（様式第2号）</u> (4) <u>国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し</u> (5) <u>印鑑証明書又はその写し</u> (6) <u>法人にあつては、財務諸表及び財産目録</u> (7) <u>個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書</u> (8) <u>営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し</u> (9) <u>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し</u> (10) <u>知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類</u>

2. 前項の場合において、申請者は、次に掲げる書類を
知事に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
- (2) 個人にあつては、身分証明書又はその写し
- (3) 営業経歴書
- (4) 業務に係る資格及び許認可等調書
- (5) 役員等名簿
- (6) 代理人を定める場合にあつては、委任状
- (7) 業態調書
- (8) 誓約書
- (9) 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
- (10) 法人にあつては、財務諸表
- (11) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
- (12) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し

の写し

- (11) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
- (12) 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあつては、当該登録証の写し
- (13) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- (14) 第1条第6号の庁舎の浄化槽保守点検業務にあつては、島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和61年島根県規則第7号）第5条に規定する浄化槽保守点検業者登録証の写し
- (15) 第1条第7号の庁舎の浄化槽清掃業務にあつては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の市町村長の許可書の写し
- (16) 第1条第11号の庁舎の消防用設備点検業務にあつては、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に規定する消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者を雇用していることを証する書類の写し
- (17) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

〔新設〕

- (13) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあっては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (14) 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書類の写し
- (15) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こころカンパニー）の認定を受けている場合にあっては、当該認定を証する書類の写し
- (16) 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあっては、当該登録証の写し
- (17) 国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証を取得している場合にあっては、その登録証の写し
- (18) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類

3 第1項ただし書及び前項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

4 第2項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

（入札参加資格審査）

第4条 〔略〕

2 前項の随時審査を受けることができる者は、新たに入札参加資格を得ようとする者_____

_____とする。

3 〔略〕

(1) 入札参加資格審査を受けようとする業務の、入札参加資格審査を実施する年度の4月1日（以下「審

2 _____前項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

3 第1項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

（入札参加資格審査）

第4条 入札参加資格審査は、3年ごとの知事が別に定める日に実施する入札参加資格審査（以下「定期審査」という。）及び随時に実施する入札参加資格審査（以下「随時審査」という。）とする。

2 前項の随時審査を受けることができる者は、新たに入札参加資格を得ようとする者及び入札参加資格を有する者であって種別の追加を受けようとするものに限るものとする。

3 入札参加資格審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 入札参加資格審査を受けようとする業務の、入札参加資格審査を実施する年の4月1日（以下「審

査基準日」という。)の直前2年間の年間平均契約
金額

(2)～(10) [略]

(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた
事項

(入札参加資格の認定)

第5条 [略]

2・3 [略]

4 知事は、前各項の規定により認定し、及び格付した
ときは、入札参加資格者名簿(様式第2号)に登録す
るものとする。

(入札参加資格審査の結果の通知)

第6条 入札参加資格審査の結果は、資格申請システム
又は入札参加資格審査結果通知書(様式第3号)によ
り当該申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 第5条の規定により入札参加資格を認定された
者(以下「入札参加資格者」という。)で、第4条第
1項の規定により定期審査を受けた者は当該審査を受
けた年の翌年の1月1日から3年間、随時審査を受け
た者は当該審査により認定された日から直前の定期審
査に係る____有効期間の末日までの期間入札参加資
格を有する。

(入札参加資格審査申請書の記載事項の変更届)

第8条 入札参加資格者は、____
____、次に掲げる事項について変更があつ
たときは、直ちに当該変更のあった事項の内容その他
必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に届
け出なければならない。ただし、知事がやむを得ない
事情があると認めたときは、入札参加資格審査申請書
記載事項変更届(様式第4号)を知事に提出すること
により届け出ることができる。

(1)・(2) [略]

(3) 法人にあってはその資本金又は代表者の職及び氏
名、個人にあってはその者の氏名

(4) 役員等名簿

(5) 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地又

査基準日」という。)の直前2年間の年間平均契約
金額

(2)～(10) [略]

[新設]

(入札参加資格の認定)

第5条 知事は、前条の審査に基づき入札参加資格を認
定するものとする。

2・3 [略]

4 知事は、前各項の規定により認定し、及び格付した
ときは、入札参加資格者名簿(様式第3号)に登録す
るものとする。

(入札参加資格審査の結果の通知)

第6条 入札参加資格審査の結果は、____
____入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)によ
り当該申請者に通知するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第7条 第5条の規定により入札参加資格を認定された
者(以下「入札参加資格者」という。)で、第4条第
1項の規定により定期審査を受けた者は当該審査を受
けた年の翌年の1月1日から3年間、随時審査を受け
た者は当該審査により認定された日から直前の定期審
査を受けた者の有効期間の末日までの期間入札参加資
格を有する。

(入札参加資格審査申請書の記載事項の変更届)

第8条 入札参加資格者は、入札参加資格審査申請書の
記載事項のうち、次に掲げる事項について変更があつ
たときは、直ちに入札参加資格審査申請書記載事項変
更届(様式第5号)により____、知事に届
け出なければならない。____

(1)・(2) [略]

(3) 法人にあってはその資本金又は代表者の____氏
名、個人にあってはその者の氏名

(4) 使用印鑑

(5) 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地又

は代表者の職及び氏名

- (6) 第1条第6号の庁舎の浄化槽保守点検業務にあつては、島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）第2条第1項又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成29年松江市条例第123号）第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業を営む区域
- (7) 第1条第7号の庁舎の浄化槽清掃業務にあつては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名
- (8) 〔略〕
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事項

（登録業務の変更申請）

第9条 入札参加資格者は、第5条第4項の規定により登録された業務を変更しようとするときは、必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、入札参加資格登録業務変更申請書（様式第5号）を知事に提出することにより申請することができる。

（登録業務の変更の審査及び結果の通知）

第10条 知事は、前条の申請があったときは、第4条第3項に掲げる事項について審査を行い、入札参加資格を認定するものとする。この場合において、変更の審査の結果による格付については、第5条の規定を準用する。

2 前項の審査の結果は、入札参加資格登録業務審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の審査により変更の認定を受けた者は、当該認定の日から直前の定期審査に係る有効期間の末日までの期間入札参加資格を有する。

（格付の再審査申請）

第11条 〔略〕

2 前項の規定により再審査を申請しようとする者は、

は代表者の____氏名

- (6) 第1条第6号の庁舎の浄化槽保守点検業務にあつては、島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）第2条第1項____
____の登録を受けている浄化槽保守点検業を営む区域
- (7) 第1条第7号の庁舎の浄化槽清掃業務にあつては、浄化槽法____第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名
- (8) 〔略〕
- 〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

（格付の再審査申請）

第9条 入札参加資格者（第5条の規定により格付された者に限る。）は、第4条第3項第6号から第9号までに掲げる事項に変更があったときは、格付の再審査を申請することができる。

2 前項の規定により再審査を申請しようとする者は、

入札参加資格格付再審査申請書（様式第7号）に、その事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(格付の再審査及び結果の通知)

第12条 知事は、入札参加資格格付再審査申請書を受理したときは、第4条第3項第6号から第9号までに掲げる事項について再審査を行い、その結果を入札参加資格格付再審査結果通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、再審査の結果による格付については、第5条の規定を準用する。

(入札参加資格の取消し申請)

第13条 入札参加資格者は、第5条の規定による認定の取消しを受けたいときは、必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、入札参加資格取消申請書（様式第9号）を知事に提出することにより申請することができる。

(入札参加資格の取消し)

第14条 知事は、入札参加資格者が第2条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき、虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明したとき、又は前条の規定による申請があったときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(入札参加資格の取消しの通知)

第15条 知事は、前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第10号）により、その者に通知するものとする。

附 則 [略]

様式第 1 号 [別紙]

〔削る〕

様式第2号 [別紙]

様式第3号 [別紙]

様式第4号 [別紙]

様式第 5 号 [別紙]

様式第 6 号 [別紙]

入札参加資格格付再審査申請書（様式第6号）に、その事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(格付の再審査及び結果の通知)

第10条 知事は、入札参加資格格付再審査申請書を受理したときは、第4条第3項第6号から第9号までに掲げる事項について再審査を行い、その結果を入札参加資格格付再審査結果通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、再審査の結果による格付については、第5条の規定を準用する。

〔新設〕

(入札参加資格の取消し)

第11条 知事は、入札参加資格者が第2条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき、又は虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明したとき_____は、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

(入札参加資格の取消しの通知)

第12条 知事は、前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第8号）により、その者に通知するものとする。

附 則 [略]

様式第 1 号 [別紙]

様式第2号 [略]

様式第3号 [別紙]

様式第4号 [別紙]

様式第5号 [別紙]

〔新設〕

〔新設〕

<u>様式第7号</u>	〔別紙〕	<u>様式第6号</u>	〔別紙〕
<u>様式第8号</u>	〔別紙〕	<u>様式第7号</u>	〔別紙〕
<u>様式第9号</u>	〔別紙〕		〔新設〕
<u>様式第10号</u>	〔別紙〕	<u>様式第8号</u>	

庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱

昭和 62 年 2 月 17 日

島根県告示第 211 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、県が発注する次に掲げる業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査その他必要な事項について定めるものとする。

- (1) 庁舎の清掃業務
 - (2) 庁舎の機械警備業務
 - (3) 庁舎の警備員警備業務
 - (4) 庁舎の貯水槽清掃業務
 - (5) 庁舎の害虫等防除業務
 - (6) 庁舎の浄化槽保守点検業務
 - (7) 庁舎の浄化槽清掃業務
 - (8) 庁舎の廃棄物処理業務
 - (9) 庁舎の空調機器保守点検業務
 - (10) 庁舎の昇降機保守点検業務
 - (11) 庁舎の消防用設備点検業務
 - (12) 庁舎のオイルタンク清掃点検業務
 - (13) 庁舎の電気設備保守点検業務
 - (14) 庁舎の電話交換設備保守点検業務
 - (15) 庁舎のボイラー保守点検業務
- (入札参加資格審査の申請)

第 2 条 入札に参加しようとする者は、第 4 条に規定する入札参加資格審査を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後 3 年を経過しないもの
- (3) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (4) 国税を滞納している者
- (5) 島根県において県税(個人の県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者

(申請手続)

第 3 条 入札参加資格の認定を受けようとする者は、当該認定を受けようとする者の商号又は名称、代表者の氏名、認定を希望する業務その他入札参加資格審査に必要な事項を資格申請システム(島根県電子調達共同利用システムから当該システムを利用する地方公共団体に、入札参加資格の認定を申請することができるシステムをいう。以下同じ。)から入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、入札参加資格審査申請書(様式第 1 号)を知事に提出することにより申請することができる。

- 2 前項の場合において、申請者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。
- (1) 法人にあつては、登記事項証明書又はその写し及び定款の写し
 - (2) 個人にあつては、身分証明書又はその写し
 - (3) 営業経歴書
 - (4) 業務に係る資格及び許認可等調書
 - (5) 役員等名簿
 - (6) 代理人を定める場合にあつては、委任状
 - (7) 業態調書
 - (8) 誓約書
 - (9) 国税及び島根県における県税の滞納がないことを証する納税証明書又はその写し
 - (10) 法人にあつては、財務諸表
 - (11) 個人にあつては、青色申告書又は所得税確定申告書の写し及び営業に必要な設備、機械器具等の明細書
 - (12) 営業に必要な許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
 - (13) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第7項の規定に基づく障害者の雇用状況の報告義務がある場合にあつては、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し
 - (14) 知事が別に定めるところによりしまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
 - (15) 知事が別に定めるところによりしまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定を受けている場合にあつては、当該認定を証する書類の写し
 - (16) 知事が別に定めるところによりしまね女性の活躍応援企業の登録を受けている場合にあつては、当該登録証の写し
 - (17) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
 - (18) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた書類
- 3 第1項ただし書及び前項の規定により提出する書類のうち、入札参加資格審査申請書及び営業経歴書は、日本語で作成し、その他の書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。
- 4 第2項各号に掲げる書類の金額欄は、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

（入札参加資格審査）

第4条 入札参加資格審査は、3年ごとの知事が別に定める日に実施する入札参加資格審査（以下「定期審査」という。）及び随時に実施する入札参加資格審査（以下「随時審査」という。）とする。

2 前項の随時審査を受けることができる者は、新たに入札参加資格を得ようとする者とする。

3 入札参加資格審査は、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 入札参加資格審査を受けようとする業務の、入札参加資格審査を実施する年度の4月1日（以下「審査基準日」という。）の直前2年間の年間平均契約金額
- (2) 審査基準日の直前決算における自己資本の額
- (3) 審査基準日の前日における事業に従事する職員の数
- (4) 審査基準日の前日までの営業年数
- (5) 審査基準日の直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

- (6) 法に基づく障害者の雇用率又は雇用している障害者の数
- (7) しまね障がい者就労応援企業（しまねゆめいくカンパニー）の認定状況
- (8) しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）の認定状況
- (9) しまね女性の活躍応援企業の登録状況
- (10) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 認証の取得状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事項
(入札参加資格の認定)

第5条 知事は、前条の審査に基づき入札参加資格を認定するものとする。

- 2 知事は、前項の認定に併せて、前条第3項第1号から第9号までに掲げる事項ごとに別に定める数値を付与し、その合計数値をもって、別に定める格付基準によりA等級からC等級までの3段階に格付するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、審査を受けようとする業務の契約実績がない場合は、又はそれを確認できない場合はC等級に格付するものとする。
- 4 知事は、前各項の規定により認定し、及び格付したときは、入札参加資格者名簿（様式第2号）に登録するものとする。
(入札参加資格審査の結果の通知)

第6条 入札参加資格審査の結果は、資格申請システム又は入札参加資格審査結果通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。
(入札参加資格の有効期間)

第7条 第5条の規定により入札参加資格を認定された者（以下「入札参加資格者」という。）で、第4条第1項の規定により定期審査を受けた者は当該審査を受けた年の翌年の1月1日から3年間、随時審査を受けた者は当該審査により認定された日から直前の定期審査に係る有効期間の末日までの期間入札参加資格を有する。
(入札参加資格審査申請書の記載事項の変更届)

第8条 入札参加資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに当該変更のあった事項の内容その他必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に届け出なければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第4号）を知事に提出することにより届け出ることができる。

- (1) 商号又は名称
- (2) 主たる営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあってはその資本金又は代表者の職及び氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) 役員等名簿
- (5) 島根県との取引に係る営業所等の名称、所在地又は代表者の職及び氏名
- (6) 第1条第6号の庁舎の浄化槽保守点検業務にあっては、島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年島根県条例第39号）第2条第1項又は松江市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成29年松江市条例第123号）第2条第1項の登録を受けている浄化槽保守点検業を営む区域
- (7) 第1条第7号の庁舎の浄化槽清掃業務にあっては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可を受けている県内の市町村名
- (8) 第1条第8号の庁舎の廃棄物処理業務にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項又は第6項の許可を受けている県内の市町村名
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めた事項
(登録業務の変更申請)

第9条 入札参加資格者は、第5条第4項の規定により登録された業務を変更しようとする

るときは、必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、入札参加資格登録業務変更申請書（様式第5号）を知事に提出することにより申請することができる。

（登録業務の変更の審査及び結果の通知）

第10条 知事は、前条の申請があったときは、第4条第3項に掲げる事項について審査を行い、入札参加資格を認定するものとする。この場合において、変更の審査の結果による格付については、第5条の規定を準用する。

2 前項の審査の結果は、入札参加資格登録業務審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。

3 第1項の審査により変更の認定を受けた者は、当該認定の日から直前の定期審査に係る有効期間の末日までの期間入札参加資格を有する。

（格付の再審査申請）

第11条 入札参加資格者（第5条の規定により格付された者に限る。）は、第4条第3項第6号から第9号までに掲げる事項に変更があったときは、格付の再審査を申請することができる。

2 前項の規定により再審査を申請しようとする者は、入札参加資格格付再審査申請書（様式第7号）に、その事実を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

（格付の再審査及び結果の通知）

第12条 知事は、入札参加資格格付再審査申請書を受理したときは、第4条第3項第6号から第9号までに掲げる事項について再審査を行い、その結果を入札参加資格格付再審査結果通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、再審査の結果による格付については、第5条の規定を準用する。

（入札参加資格の取消し申請）

第13条 入札参加資格者は、第5条の規定による認定の取消しを受けたいときは、必要な事項を資格申請システムに入力して、知事に申請しなければならない。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めたときは、入札参加資格取消申請書（様式第9号）を知事に提出することにより申請することができる。

（入札参加資格の取消し）

第14条 知事は、入札参加資格者が第2条第2項各号に掲げる事由のいずれかに該当するに至ったとき、虚偽の申請により入札参加資格の認定を受けたことが判明したとき、又は前条の規定による申請があったときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

（入札参加資格の取消しの通知）

第15条 知事は、前条の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格取消通知書（様式第10号）により、その者に通知するものとする。

附 則

1 この告示は、昭和62年2月17日から施行する。

2 入札参加資格審査は、第4条第1項の規定にかかわらず、昭和62年においても実施するものとする。

3 昭和62年に実施する入札参加資格審査に係る第3条、第4条第2項第1号及び第7条の規定の適用については、第3条中「10月1日から10月31日」とあるのは「2月17日から2月28日」と、第4条第2項第1号中「4月1日」とあるのは「1月1日」と、第7条中「当該認定のあった日の属する年の翌年の1月1日から2年間」とあるのは「昭和62年3月16日から昭和63年12月31日までの間」とする。

4 第1条第6号から第15号までに掲げる業務の入札参加資格の認定については、当分の間、第5条第2項から第4項までの規定にかかわらず、格付は行わない。この場合においては、第8条第3号に規定する資本金の変更に係る届出は、要しないものとする。

改正文(平成6年告示第784号)抄

平成6年10月3日から施行する。

附 則(平成8年告示第178号)

1 この告示は、平成8年2月16日から施行する。

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により認定されたものとみなす。

附 則(平成12年告示第410号)

この告示は、平成12年5月12日から施行する。

附 則(平成12年告示第736号)

(施行期日)

1 この告示は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務及び整備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、なお従前の例による。

3 平成12年10月1日から同年12月31日までの間に、物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第2条第2項の規定により入札参加資格審査を行う場合にあっては、この告示による改正後の庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第4条第2項及び第5条の規定にかかわらず、当該入札参加資格の審査事項及び認定については、なお従前の例による。

附 則(平成14年告示第869号)

(施行期日)

1 この告示は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務及び警備業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により認定されたものとみなす。

改正文(平成17年告示第375号)抄

平成17年3月29日から施行する。

附 則(平成18年告示第1754号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月24日から施行する。

(庁舎の消防用設備点検業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の廃止)

2 庁舎の消防用設備点検業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(平成17年島根県告示第1166号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の庁舎の消防用設備点検業務の委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定により認定された入札参加資格については、なお従前の例による。

4 この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条第9号及び第10号並びに第4条第3

項第6号及び第7号の規定は、平成19年及び平成20年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用し、平成18年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査については、なお従前の例による。

- 5 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、改正後の要綱第5条第1項の規定により認定されたものとみなす。

附 則（平成18年告示第989号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成18年10月27日から施行し、平成19年及び平成20年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者の当該入札参加資格は、この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱第5条第1項の規定により認定されたものとみなす。

附 則（平成20年告示第897号）

この告示は、平成20年11月14日から施行し、平成21年及び平成22年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

附 則（平成22年告示第669号）

この告示は、平成22年11月16日から施行し、平成23年及び平成24年に県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

附 則（平成26年告示第655号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、平成26年11月28日から施行し、平成28年から平成30年までに県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る入札参加資格の定期審査（以下「次回の定期審査」という。）以降に実施する入札参加資格審査から適用する。

- 2 この告示による改正後の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（以下「改正後の告示」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、次回の定期審査は、平成27年の知事が別に定める日に実施するものとする。

（有効期間の特例）

- 3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札参加資格審査要綱（以下「改正前の告示」という。）第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者及びこの告示の施行の日から次回の定期審査の実施の日の前日までの間に入札参加資格を認定される者の入札参加資格の有効期間は、改正後の告示第7条の規定にかかわらず、平成27年12月31日までとする。

（格付の特例）

- 4 平成26年においては、改正後の告示第5条第2項の規定にかかわらず、改正前の告示第5条第1項の規定により入札参加資格を認定されている者のうち改正前の告示第5条第2項の規定により格付されている者に対して、改正後の告示第5条第2項の格付基準により再格付を行い、その結果による格付を入札参加資格者名簿に登録するものとする。

5 前項の再格付に関し必要な手続については、知事が別に定める。

附 則（平成 30 年告示第 483 号）

（施行期日）

この告示は、平成 30 年 7 月 6 日から施行し、平成 31 年から平成 33 年までに県が発注する庁舎の清掃業務、警備業務等の委託に係る競争入札に参加しようとする者の資格審査から適用する。

